

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年7月19日

収支等命令者

佐賀県立伊万里実業高等学校長 牧瀬 省吾

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 文書処理実習室・情報総合実習室端末OSアップグレード作業  
及びソフトウェア更新業務委託
- (2) 契約内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内企業(県内に本店を有する。県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。もしくは誘致企業。)であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」に関係書類を添付のうえ、令和6年8月2日（金）13時までに下記の担当に持参または郵送（8月2日（金）13時までに必着）にて提出してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出してください。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当 郵便番号 848-0028 佐賀県伊万里市脇田町1376

佐賀県立伊万里実業高等学校 商業キャンパス 事務室

電話 0955-23-5191 FAX 0955-20-1004

E-mail imarijitsugyoukoukou@pref.saga.lg.jp

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年8月6日（火）までに通知します。

### 5 入札書の提出場所等

#### (1) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和6年7月19日（金）から令和6年8月7日（水）までの期間、佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載します。

#### (2) 入札説明会

入札説明会は実施しません。

#### (3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年8月8日（木） 10時00分

イ 場 所 佐賀県立伊万里実業高等学校 商業キャンパス 会議室

ウ 入札方法 入札書の直接持参による入札

#### (4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

### 6 その他

#### (1) 入札保証金及び契約保証金

##### ①入札保証金

(ア) 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することがで

きる。

- a 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）
- b 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
- c 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額
- d 銀行又は確実と認められる金融機関を引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
- e 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- f 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

- a 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- b 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

## ②契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記①の(イ)の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ウ) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

- a 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- b 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

## (2) 入札書及び委任状

ア 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止又は延期

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止又は延期します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札書の入札金額が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の中で、最低価格の者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行います。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約条項を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 848-0028 佐賀県伊万里市脇田町1376

佐賀県立伊万里実業高等学校 商業キャンパス 事務室

電話 0955-23-5191 FAX 0955-20-1004

E-mail [imarijitsugyoukoukou@pref.saga.lg.jp](mailto:imarijitsugyoukoukou@pref.saga.lg.jp)

(8) 質問がある場合は、質問書を記載し、令和6年7月25日（木）13時までに(7)のメールアドレスへ送信してください。回答は同年7月29日（月）までに電子メールで行います。

(9) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから30日以内。